

○質問通告

1 命と人権を守るために

～全ての市民の人権が守られる、共生の自治体を目指して～

- (1) 帯広市の人権施策と考え
- (2) 市民の中のマイノリティに対する考え
- (3) LGBT（性的マイノリティ）
- (4) 災害時におけるマイノリティ

○質問の主旨・内容

人権とは、すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利。あるいは「生まれながらに、いつでも、だれでも、どこにいても守られる権利」であり、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。

人権の保障は、かつては、それぞれの国の国内問題であると考えられていました。しかし、第2次世界大戦後、人権の保障が世界平和の基礎であることが認識され、人権を国際的にも保障していくことが必要であると考えられるようになりました。1948年12月、国際連合第3回総会において、世界の共通の基準として「世界人権宣言」が採択されています。

また、日本国憲法においても、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」の3つの3原則のひとつとして、国民1人1人は侵すことのできない永久の権利として人権が保証されています。

(1) 帯広市の人権施策と考え

帯広市では男女共同参画プランが制定され、男女が個人として尊重され、対等なパートナーとして生きて行かれる環境づくりが必要な事を謳いあげています。

性の違いによって縛られないこと、「自分らしさ」を見つけ「自分」を育てながら他者と違う生き方をしている人を認めることが大切とも謳っている。

人口比では決してマイノリティではない女性が、社会的にはマイノリティであり、生きにくさや困難があったからこそ、そのマイノリティである女性の社会的権利擁護を目指したものと理解していますし、だからこそ、このような法やプランが存在しているのでしょう。

帯広市の人権に対する認識を問い、市は「人権は、人間の尊厳に基づき、誰もが生まれながらに持っている権利であり、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりを進めていく必要があること、今後も、すべての人が人間として尊重され、誰もが支障を感じることなく暮らすことができる、思いやりのあるまちづくりを目指して、取り組みを進めていくこと」と答弁しました。

それでは、市民の人権に係わる窓口については、どこにあるのでしょうか？

確かにDV、虐待、心、健康、子育て、労働、高齢者福祉、介護等々、個別の相談窓口はあります

が、それらからこぼれ落ちる、どこにもじっくりこない相談事はないのでしょうか？

「人権」という大きな窓口は見当たらない。帯広市には「人権」の窓口がない。

全ての市民の人権が守られる自治体を目指すならば、「人権」をまずは受け止める窓口が求められるのではないのでしょうか。総務部が担当との事。総務部にも担当課は様々。帯広市の事務分掌条令・規則をみると、人権に関しては「行政推進室」ということになっている。

以前、あるマイノリティの人権に関する相談では、総務課が窓口になっていたと相談者からお聞きしている。さて、どちらに行けばよいのでしょうか？

人権全般に関する窓口はどこなのかと探した時に、HP を見ても法務局や全国共通の電話相談窓口へのリンクが示されているのみ。見える化の必要異性について質しました。

これに対し市は「人権に関する相談等を希望される方が、迷わずに担当窓口を知ることができることは、市民の安心感を高める上で重要と考えている。ご指摘の見える化については、市のホームページなどを活用して、分かりやすいものとなるよう対応していきたい。」と答弁し、迅速な対応を求めました。

(2) 市民の中のマイノリティに対する考え

市民の中のマイノリティについての認識を質したところ、マイノリティとは、一般的に「少数派」といった人たちであると認識し、こうしたマイノリティの方であっても、一人ひとりの人権が尊重され、互いに個性を認め合いながら、誰もが支障を感じることなく暮らすことができるまちづくりが重要と答弁がありました。

(3) LGBT (性的マイノリティ)

LGBT とは、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(出生時に診断された性と、自認する性の不一致)と言われる方々のこと。最近では、LGBT と言い表す際、Q をくっつけて“LGBTQ”という呼ばれ方をされるようになってきました。

ある国では18分類、Facebook アメリカ版では58分類とも言われておりますが、当事者がカミングアウトしなければ事態が表面化しないために、「最後のマイノリティ」ともいわれてきました。LGBT に代表される性的マイノリティについて、どのように認識しているか、またここ数年の性的マイノリティを取り巻く社会の状況をどのように捉えているかを質しました。

2013年に札幌で開催されたパレードで、米沢市長はメッセージを送っています。

《レインボーマーチ札幌ファイナルが、多くの方々の参加により開催されますことを
お喜び申し上げます。

帯広市では人権の尊重や多様な価値観の共有を目指し、互いを思いやるまちづくりを
進めており、このイベントにより、人々が個性を認め合う社会の実現が図られるよう
祈念いたします。》

市長がメッセージの中で言われたように、人権の尊重や多様な価値観の共有を目指し、互いを思いやるまちづくり更に進めて行かなくてはならないのだと思います。

平成17年2月、性同一障害当事者の方々から《公的書類において性別欄取り扱いと当事者を交え

た協議機関の設置に関する陳情書が提出され、当時の総務文教委員会において付託審議、委員会においても、本議会においても全会一致で採択されたことを受け、当事者の方々からの要望も踏まえ、性同一性障害の方々への配慮とともに、人権の保護、個人情報の適正な取り扱いに資するため、性別記載に合理的な理由がない公文書については原則として、性別の記載を廃止することとし、性別記載について91の文書から性差の記入を取りやめました。12年経過したいま、合理的理由についての見解も変化しています。人権擁護のための配慮も求められると考えることから、今一度見直しと同時に、この機会に、外郭団体を含め各部署の書類を改めてチェックする必要性について質し、実施を求めました。

他に

- ・市の相談窓口もさまざま設置されているが、うちLGBTQに関係するものの状況、対応や対策に欠かせない現状把握の状況、LGBTQに対する認識や理解に対するアンケート実施により、市民の意識や当事者の状況などを把握する必要性について
- ・理解を拡げていくため、正しい知識を身につけ、理解、認識を深め、身近な相談相手となれるよう職員全体の研修の必要性
- ・公営住宅入居要件の見直し
- ・公共施設におけるトイレ表示
- ・道内では札幌市が先行している同性パートナーシップとの連携の考え
- ・「男女共同参画プラン」の中に、「多様な文化・価値観であるLGBTQ」などを位置づける考え
- ・学校教育の中での児童生徒と教職員に対するLGBT理解促進の取り組みの考え等、具体的な事例について質しました。

以上のような6つの具体の質問に対する答弁5つが調査研究。2つが適切な対応。大いなる気づきを持って、アンテナを張り、情報収集し、しっかり研究していただくことを強く求めました。

LGBTQの方々には周囲の誤解や偏見、無理解により様々な困難に遭遇することがあると伺っています。また、自身の性のあり方について知識や認識がないまま成長した場合、他者からの誤解や偏見とあいまって自己肯定感や自尊感情が形成されにくいこともあるといわれている。まず誤解や偏見を取り除き、生物学的にも性のあり方には様々な形があることを、世代を超え、広く市民に周知するための啓発が必要と考えます。

(4) 災害時におけるマイノリティ

「災害時のマイノリティ」について定義はしていないが、他の多くの方々より災害時に支援が必要となる方、という観点で見れば、災害時要援護者は災害時のマイノリティの一つと考えられます。災害時において、要援護者が安全に避難するためには地域の方々の支援が必要であり、帯広市では平成21年度に「おびひろ避難支援プラン」を策定し、要援護者の方が地域から円滑に避難支援を受けられる体制の整備に取り組んでいるところ。予測できない災害時の備えについて質しました。

災害時要援護者の情報は、個人情報に当たることから、内閣府のガイドラインで、「関係機関共有方式」、「手上げ方式」、「同意方式」の何らかの方式で取り扱うことが示されている。帯広市は手

げ方式により要支援者名簿を作成しているが、避難行動要支援者は約 1 万人。災害時要援護者避難支援ガイドラインにより行われている要援護者登録状況は 6 月末で 2,598 名、避難支援個別プランの作成状況約 11%とのこと。不測の事態への備えとしては甚だ不安。課題は何か。関係機関共有方式または同意方式に考えを修正することで、多くの安心を得ることが出来るのではないか？また、手上げしなかった方々の情報については、全く知らぬということにはならない。情報の共有によって救われる命があると思われるが、情報共有の状況について質しました。

以下答弁です。

- 個別計画作成のためには、地域で「個別計画作成協議会」を結成する必要があるが、支援する側の高齢化や責任の重さなど、負担感が大きいことや、協議会設立に向けた規約の制定や地域の合意形成に労力がかかることなどが、個別計画の作成が進まない要因と考えている。
- 名簿登録の方法については、優先把握対象者の中には、ご近所に家族が居住されているなど、地域の方々の支援を必要とされない方や、ご自身の情報を地域の方に知られたくないなどの理由により、名簿への登録を希望されない方もおり、個別の事情に配慮する必要があることから、引き続き、手上げ方式により登録していく考え。
- 手上げしなかった方の情報については、市から地域の方々に提供することはできないため、日常生活の中において、支援する側とされる側が、お互いに配慮し合える関係作りを進めていただきたい。

手法は変えない、状況は改善しない。このような状況の中で要支援者一人ひとりの避難支援プラン、いわゆる個別計画の作成状況は必要とされる人数に比べて十分と捉えているのか？課題についての認識を質し、町内会加入率の低下など、地域のつながりが弱くなっている中で、地域の方々への協力をお願いや制度の啓発を続けるというのは矛盾していること、引き続き制度の啓発を続けても、個別計画の策定状況について目に見える改善は困難と考えることを指摘しました。現状の制度にこだわらない、新たな取り組みへの変換について検討する段階にあるのではと、市の見解を質しました。

以下答弁です

- 要援護者名簿に登録している 2,598 人のうち、個別計画が作成済みの方は 288 人で、登録者の約 11%にとどまっており、まだまだ低い状況と認識している。
- 個別計画作成のためには、地域で「個別計画作成協議会」を結成する必要があるが、支援する側の高齢化や責任の重さなど、負担感が大きいことや、協議会設立に向けた規約の制定や地域の合意形成に労力がかかることなどが、個別計画の作成が進まない要因と考えている。
- 要援護者に対する支援者の確保は重要な課題と認識しており、引き続き、町内会組織などへの出前講座などを通じ、地域での支援に理解と協力をお願いして参りたい。
- 現行のおびひろ避難支援プランについて、取り組みが大幅に加速する手法を見出すことが課題と認識しており、引き続き、制度周知や共助の重要性の啓発を進めて参りたい。
- 特に災害発生直後は、公助による支援が限定的にならざるを得ない中で、地域による共助の取り組みが不可欠となることから、お話のあった新たな手法についても研究して参りたい。

この制度がスタートして 8 年目。優先把握対象者は昨年から 1 万人を超え、その人数は年々増加

しているが登録者は減少している。手上げ方式では限界という現れと考えます。研究だけではなく、新たな手法について議論のテーブルに上げることを強く求めました。

また、福祉避難所の数と収容人数はそれぞれ 32 か所、612 人。災害時の対応についての課題と対応、防災訓練に多様な市民が参加可能となるような考え、災害時の広報体制の課題と対応の考えについても質しました。

マジョリティを中心に作られてきた制度やまちづくりの中で、女性や子ども、障がい者、高齢者、病気と生きる方、外国人、様々なマイノリティに光が当てられ、バリアフリーの意識が拡がり、充分ではなくとも少しずつ形になってきています。

しかし LGBT に関しては、ほとんどの場合そうではないと感じています。

少しずつ発信もされていますが、それが出来ない社会的雰囲気があります。その困り度や悩み苦しみを知らなければ、ディスコミュニケーションによって不可解な存在とみなされ、支援や配慮は難しく、要らないのではと考えるのかもしれない。しかし、このサイクルを変えることが「人権」「ひとり一人を大切に尊重する」ということ。

カミングアウトしてもしなくても、根っこは同じではないか。LGBT、性の多様性を尊重することは、全ての市民を尊重し守ることは、命を守ることと同じです。

全ての市民の人権が守られる、共生の自治体を目指して頂きますよう強く求め、質問を終わりました。